特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書	事 業 年 度
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (22の①)	国国内 設備 投資額 9
続 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 雇 (22の②)又は(22の③)	設 備 投 資 別表を使用していますか。
用 令和4年4月1日前に開始した事業年度 3 該当・非該当 ((1)>(2))又は((1)=(2)=0) お	額に保 (10)×30 (10)×31 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30 (10)×30
与 和 期末現在の資本金の額又は出資金の額 4	要
本	(別表四「52の①」 - 「37の①」 - 「38の①」 - 「40の 分
以 継続雇用者給与等支給増加割合 額 (C (1) - (2) (2) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	①」-「42の①」-「44の①」)+(別表四付表「9の①」 3 金
係 寸 (4)≥10億円かつ(5)≥1,000人の場合におる いて、(14)>0のとき又は設立事業年度 7 該当・ 非該当	に 前事業年度等の基準所得等金額の合計額 ((前事業年度等の月数調整前の(13))の合計) 14 る (マイナスの場合は0)
要 年 度 同 上 以 外 の 場 合 8 該当・非該当 合 6 ((1) > (2))又は((1) = (2) = 0)	要 件 (13) ≦ (14) 該当 · 非該当
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算 継続雇用者給与等支給額の計算 継続雇用者比較給与等支給額の計算 期 前事業年度等 前一年事業年度特定期間等	
事業年度等又は連結事業年度等 16	
継続雇用者に対する給与等の支給額 17	H H
同上の給与等に充てる。 を受ける金額 【No.24】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、 次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添 付していますか。 また、7欄、8欄、12欄又は15欄のいずれかが「該当」となっていますか。	
差 (17) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除(別表六(九))(2) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(別表六(十四))(3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合	
の法人税額の特別控除 (別表ラ (16の③) (4) 認定特定高度情報通信技術 (別表六(三十二))	六(二十二)) 活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 円
	合等の法人税額の特別控除 (別表六(三十三))
当 期 償 却 費	総 額 の 計 算
損益計算書に計上された減価償却費の額 23	日 当 期 償 却 費 総 額
剰余金の処分の方法により特別償却準備金とし て積み立てた金額その他上記以外の金額	(23) + (24)